



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

災害に備えた取組について

令和4年8月

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課

地域共生社会の実現に向けた取組

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

<共同体機能の脆弱化>

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

<人口減による担い手の不足>

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



「地域共生社会」とは

(地域共生社会とは)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、**地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

⇒ 「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

⇒ 「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 改正社会福祉法の可決・成立

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

平成29年改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

「重層的支援体制整備事業」の創設

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151
R元年度:208 R2年度:279

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

**I～IIIを通じ、
継続的な伴走支援**

**多機関協働による
支援を実施**

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

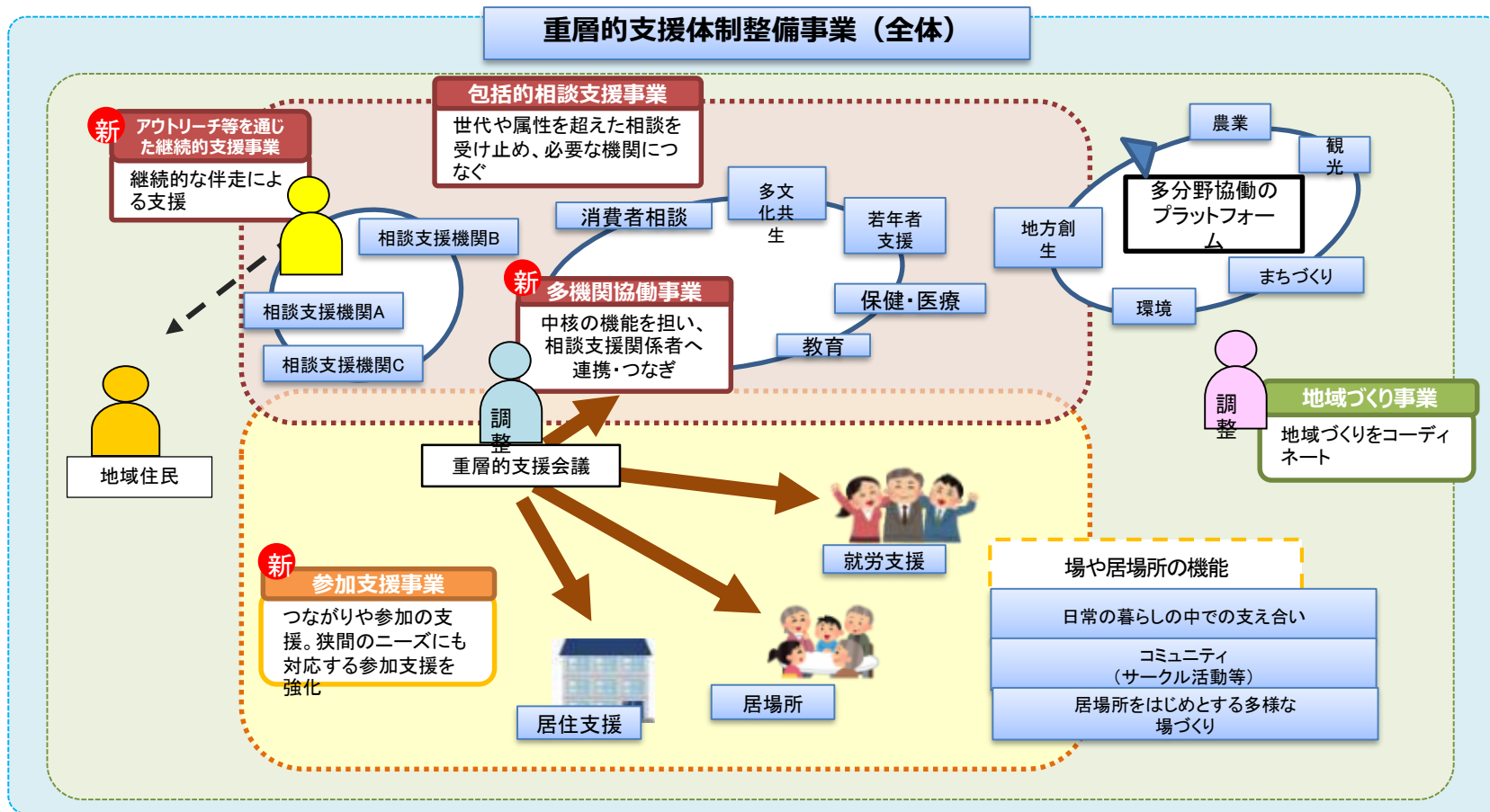
重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づくり
の実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



地域の居場所の中での中間的就労を通じた社会参加の推進(北海道鷹栖町)

自治体概要※

人口 6,724人
面積 139.42km²
小学校数・2
中学校数・1

※2021年8月31日現在※町立のみ

- 地域における住民同士の「**助け合い・支え合い**」を進める「**お互い様づくり行動計画**」を策定。誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進。地域における現状や課題、解決策を明示し、**地域共生社会の実現を目指す**。
- 特に、コミュニティカフェや農園など、誰もが気軽に立ち寄り、参加できる**地域の居場所の中での中間的就労**を通じて、働いても長続きしない等の**働くことに困り感を抱えている方の社会参加を支援**する事業を展開。

重層的支援体制整備事業

◎相談窓口の体制整備・強化

- ワンストップの相談窓口として、**生活福祉相談センター**を開設。行政と社会福祉協議会による専門職を配置。
- ケース共有会議を定期的に行い、情報共有を図りながら連携。
- ※**包括的相談支援事業**として実施。



◎見守り活動の体制強化

- 高齢者、障がい者、要介護者などの情報をまとめた「**要介護者台帳**」を整備。
- 民生委員やサポーターによる個別訪問**を実施、必要に応じて相談センターへ繋げている。※**アウトリーチ継続的支援事業**として実施

◎居場所づくり

- 自宅型サロン(12箇所)と拠点型サロン(3箇所)が設立。
- 地域住民が気軽に集まる場としてはもちろん、小学生の学習支援なども実施。
- 長期的にひきこもり状態が続いていたり、就労しても続かないなど、**一般就労は可能ではあるが継続した支援が必要な方**に対して、中間的就労を目的とした「**働きかけ応援事業**」を展開。
- ※**参加支援事業、地域づくり事業**として実施

働きかけ応援事業の作業例



カフェ運営
(調理・配膳・接客)



畑作業
(作付け・収穫など)

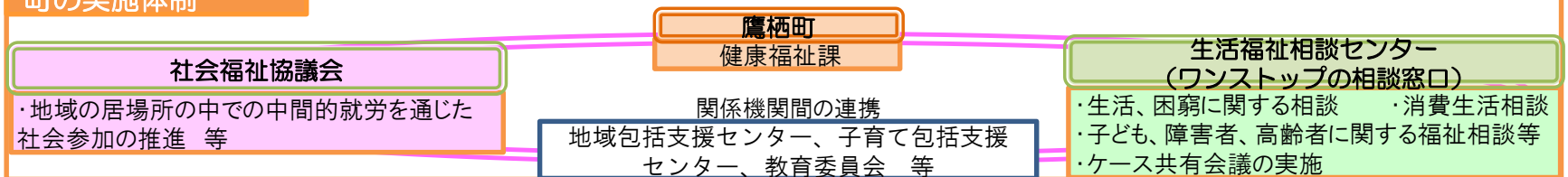


事務作業
(宛名貼り・封詰め)



消毒作業
(新型コロナウイルス対策)

町の実施体制

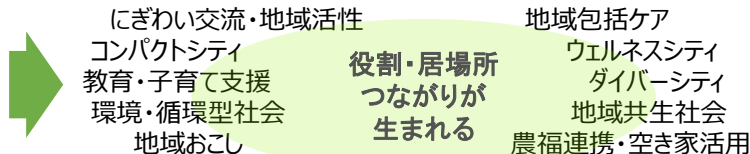


地域共生社会の実現に向けた地域コミュニティ作り(愛知県岡崎市)

居場所と役割にあふれるまちを目指して

丸ごと相談&つなげる支援で人・暮らしを中心に据えた分野を超えたまちづくりを！

- 世帯の複合問題への対応
- 制度にない課題への対応
- 自ら相談に行く力がない人への支援
- 社会とつながる伴走支援



【自治体概要】

人口	385,676人
世帯数	166,261世帯
面積	387.20km ²
小学校数	47(市立のみ)
2021年9月1日現在	

● 市役所窓口の一体化

福祉相談支援機関を集約した、子ども子育てサポートフロア「ここサポ」、ふくし総合サポートフロア「ふくサポ」を設置。相談窓口をわかりやすくするとともに、支援機関の連携体制を構築した。

● 福祉分野を超えた地域づくり

20か所の地域包括支援センターとNPOに生活支援コーディネーター、「ふくサポ」に直営の相談支援包括化推進員（多機関協働事業）、社協委託のコミュニティソーシャルワーカー（アウトリーチ支援・参加支援・地域づくり事業）を配置。障がいの相談支援事業所等の他分野の地域づくりキーパーソンとともにつながり作り。



通いの場&地域リハビリテーション



岡崎ごまんぞく体操

民間&学生のアイデア出し



岡崎アイデアソン

アイデアソンから誕生



終活すごろく

企業&地域&包括



お散歩ビンゴ

企業&地域



フードドライブ

地域の社会資源を活用した参加支援の取組例

支援例① 片麻痺のため職場を退職し、地域からも孤立していた者について、料理人の経験を生かして、料理教室の講師として活動ができるように支援

- ・本人と参加支援事業者との面談時、本人から「もうお店では調理を行うことができない」との話を聞き、身体的に無理のない範囲で、調理の経験を活かせる機会を探すこととした。
- ・一方、地域において、男性の集まる機会をつくりたいといった声が自治会内であったため、参加支援事業者から「男性の料理教室」の開催を提案するとともに、本人に料理教室の講師役を依頼。参加支援事業者も当初アシスタント役として活動を支援。

支援例② ひきこもりの若者について、イラスト作成が得意だったため、挿絵作成を依頼し広報紙に掲載してもらう。

- ・重層的支援会議でアウトリーチ等事業者から、本人が得意なイラストを何かに活かせないかとの提案あり。
- ・本人の了解を得てイラストを借り受け、参加支援事業者から福祉事業所等に活用の機会が無いかなど相談。
- ・事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報誌へ掲載してもらうようになった。
- ・挿絵の内容の打合せ等については、徐々に本人と事業所間でメールでやりとりできるようになるよう支援。

支援例③ 集団での活動等が苦手な高齢者について、小学生の登下校時の交通安全活動を依頼。

- ・地域包括支援センターから、介護予防教室などの集まりが苦手な高齢者の対応について、個別の活動の場などが考えられないかとの提案あり。
- ・小学校や交通安全ボランティアと調整し、本人には登下校時の交通安全活動への参加を提案
- ・他の交通安全ボランティアには、本人の活動状況の見守り等を依頼

支援例④ 精神疾患の親と不登校気味の子のひとり親世帯の子どもを地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるよう支援。

- ・精神疾患の母親の世話や家事などの負担から不登校気味となっていた子どもについて、地域で子ども食堂を開催している団体と協議の上、子ども食堂のスタッフとして参加してもらうこととした。
- ・母親も食事をするために来てもらうようにして、子ども食堂のスタッフには、声かけや見守りを依頼。
- ・子ども食堂に通ううちに周りのスタッフとも話しができるようになっている。

地域づくりの展開イメージ（既存の拠点がきっかけになった取組例）

拠点での活動がきっかけになり、コーディネーターの働きかけや後方支援により、活動内容や主体が広がっていった例

取り組みの経過

- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）に高齢者がボランティアとして参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 自治体に地域づくり事業におけるコーディネーターが配置され、各分野の拠点等において、分野を問わず、多様な活動やイベントについての情報周知を行ったり、ボランティア同士が交流する機会ができた。
- 他分野の情報に触れる中で、ボランティアの一人が地域活動支援センターで開催されたイベントにもボランティア参加し、「一人暮らしの高齢者や障害を持った人など、誰でも気軽に集える場が身近にはない」と気がつき、コーディネーターの応援を得ながら仲間を増やし、地域住民が運営する「地域の居場所」を創出することになった。

地域の変化

- ・ 一人の気づきから、それに共感した住民同士のつながりが強化され、住民が主体となった分野横断的な取り組みが創出された。
- ・ 地域住民の気づきや思いをコーディネーターが応援し、情報提供などのアドバイスを行ったことにより、立ち上げが円滑に行われ、取組の継続性も高まった。



地域づくりの展開イメージ（既存の仕組みや事業等を活かした取組）

福祉分野ではない他分野の事業や民間の取り組みや人材を活かしながら、多様な地域づくりが広がっていく例

取り組みイメージ

- 他省庁の事業、企業による地域貢献、地域おこし、農林水産業、商業、工業、交通、などこれまで結節していなかった取組がつながることで、福祉分野の地域づくりも発展。
 - ▶ 小さな拠点、地域運営組織、地域おこし協力隊、村落支援員、都市再生法人、SDGs、リノベーション、再配法人、ふるさと納税、能副連携、地域再生、防災、空き店舗対策、住宅セーフティネット 等
- 商工会が行っている商店街のイベントを通じ、地域を活性化し、より継続性のあるものにしたと検討。地域おこし協力隊等の人材がつなぎ役となり、地域住民へのアンケート調査を自治会、社会福祉協議会と協力して実施。
- アンケートの結果から、「子どもの職業体験」のイベントを開催。
- 体験イベントで子どもの様子を知った商店が、駄菓子販売とたまり場スペースを作って放課後の小学生の居場所づくりをしたり、子育て中の母親同士がつながり、サークル活動として子育て情報を発信するフリーペーパーの作成などを始めるなど、多様な活動が生まれる。

地域の変化

- ・ 地域の暮らしを構成する多様な関係者が、これからの地域づくりの方向性を共有でき、それぞれの取組に参画し合い、協働することにより、更なる発展可能性を高めていく。
- ・ 安心して暮らせる、いきいきと楽しめる等といった複数の目的を持ったまちづくりの展開が期待できる。



コーディネート機能を担う人材が異なる分野の取組（人や活動）をつなぐ

- ・ これまではつながっていなかった人や活動、仕組み等が出会うことにより、新たな視野がひろがる
- ・ つながりや視野が広がることにより、新たな活動が生まれやすくなる

自治会
社協

商工会

商店街で子どもの一日職業体験イベントを開催

- ・ 自治会・社協の協力を得て実施した住民アンケートを基に開催

呉服店に子どもの居場所

商店街の呉服店が、駄菓子販売とたまり場スペースを設置

- ・ 児童館など公的な遊び場とは異なる、子どもの“ちょっとした”居場所となる。

子育て支援フリーペーパー

イベントでつながったママグループが、子育てに役立つ情報を発信

- ・ 母親たちの参加の場となる
- ・ 子育て支援事業者との共働につながる

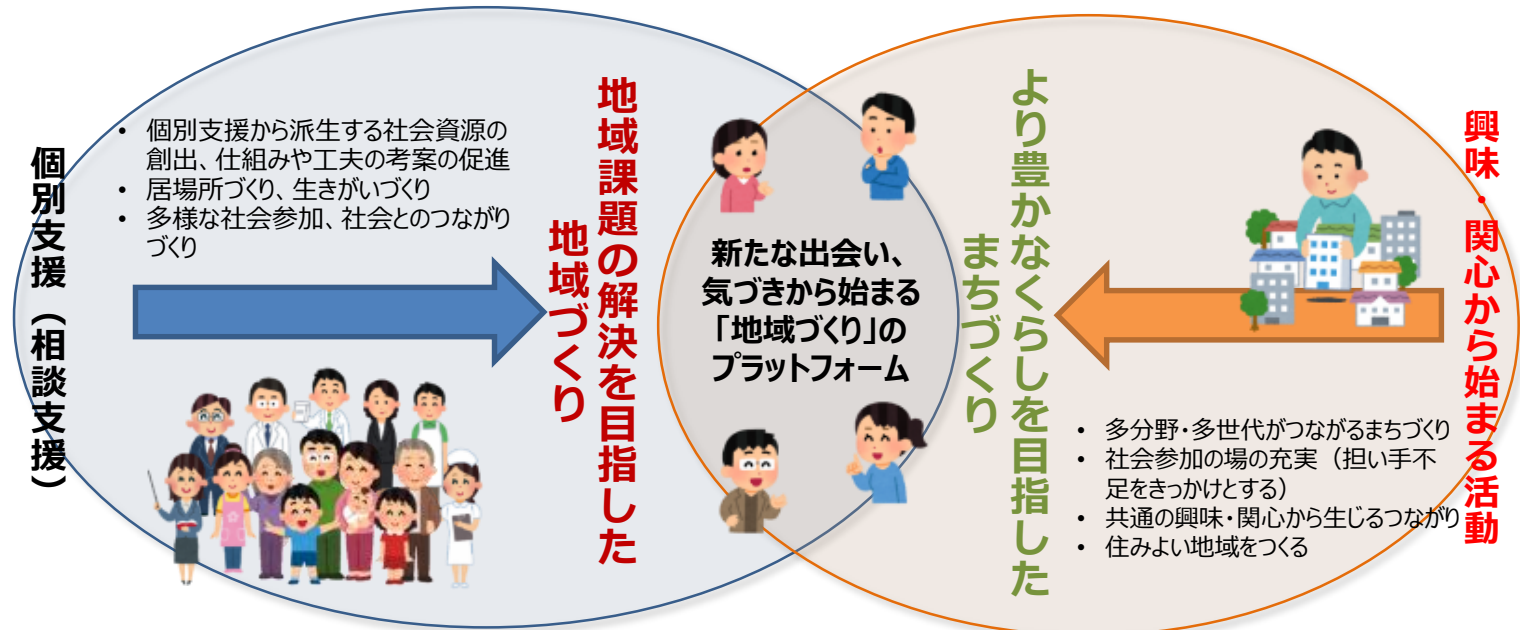
まちにある空きスペースが地域活動の場になる

米屋の元倉庫を活用して、地域食堂、高齢者の通いの場が始まる

- ・ 高齢者の集まる場や子どもと大人がつながれる機会を作りたいという声上がる
- ・ 商工会の仲介から、米屋がかつて倉庫として使っていた空き家を安価な利用料で貸し出し、活動の拠点となる。

プラットフォームの展開のイメージ

- 重層的支援体制整備事業における「プラットフォーム」とは、分野、領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、新たなつながりの中から更なる展開を生むための“場”（拠点だけではなく、機会等も含む）を指す。
- こうした地域のプラットフォームは、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場等を把握し、活用しながら整備していくことが求められる。
- 行政主導の展開ではなく、これまでつながりが薄かった様々な関係者が新たに出会い、気づきや学びを得て、目指す方向性や将来像を共有しながら、地域における多種多様な活動が活性化されていくプロセスが、地域自体の継続性を高めることにもつながっていく。



重層的支援体制整備事業の理念

1. 重層的支援体制整備事業の意義

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るもの。

2. 重層的支援体制整備事業のめざす目標

(1) 包摂的な地域社会を目指す

- ・事業の実施を通じて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会(「地域共生社会」)を目指す。
- ・事業の実施に当たっては、特定の属性や課題に対応する従来のアプローチを転換し、「すべての地域住民」の多様な課題に寄りそう社会づくりを進める。

(2) 地域の将来を見据えた連携と協働

- ・共同体(家族・地域・職場など)機能の脆弱化に対応すると同時に、地域の担い手不足等も踏まえて、地域社会の基盤の再構築を目指す。
- ・基盤の再構築に当たっては、国と自治体、地域コミュニティ、民間企業やNPOなど多様な主体や、まちづくり、住宅、農産業、教育等の多様な分野と信頼関係を構築するとともに緊密に連携し、互いの創意工夫のもと協働を進める。

3. 重層的支援体制整備事業の支援のかたち

(1) 尊厳を守る支援...一人ひとりの生が尊重され、社会との多様な関わりをもつことができるよう、本人の尊厳を守っていく。

(2) 自律に向けた支援...自らの生き方や社会とのつながり方を追求できるよう、本人の自律を支えていく。

(3) 伴走による支援...本人に関わり合いながらエンパワーメントし、本人と周囲、地域との関係を広げていく。

(4) 包括的な支援...複合化・複雑化した支援ニーズに対応するとともに、包摂的な地域社会を育むための地域づくりを進めることで、市町村全体で包括的な支援体制を構築していく。

(5) 地域づくりに向けた支援...地域住民の創意や主体性を源として、多様な活動と参加の機会を生み、地域の持続可能性を高めていく。

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体(134自治体)

北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市	
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市	
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町	
	鷹栖町		市原市		亀山市		岡山市	
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市	
	音更町		世田谷区		いなべ市		呉市	
	広尾町		中野区		志摩市		東広島市	
青森県	鯿ヶ沢町	東京都	八王子市	伊賀市	広島県	廿日市市		
岩手県	盛岡市		立川市	御浜町		山口県	宇部市	
	遠野市		狛江市	長浜市			長門市	
	矢巾町		西東京市	守山市			香川県	高松市
	岩泉町		鎌倉市	甲賀市				さぬき市
秋田県	能代市		神奈川県	茅ヶ崎市		滋賀県	愛媛県	宇和島市
	大館市			逗子市				高知県
	湯沢市	富山市		米原市	中土佐町			
	由利本荘市	氷見市		竜王町	福岡県		大牟田市	
山形県	山形市	豊中市	久留米市					
福島県	福島市	大阪府	枚方市	八女市				
	須賀川市		高石市	糸島市				
茨城県	古河市		東大阪市	岡垣町		佐賀県	佐賀市	
	東海村	大阪狭山市	熊本県	大津町				
栃木県	栃木市	山梨県	阪南市	大分県		中津市		
	市貝町		飯田市		津久見市			
	野木町		伊那市		竹田市			
群馬県	太田市	岐阜県	岐阜市		宮崎県	杵築市		
	みどり市		関市	都城市				
	上野村	静岡県	函南町	日向市				
	玉村町		岡崎市	三股町				
川越市	春日井市		奈良県	和歌山県	鳥取県	鳥取市		
狭山市	豊田市					三郷町	米子市	
草加市	稲沢市					川上村	智頭町	
越谷市	東海市					和歌山市	北栄町	
埼玉県	桶川市		愛知県	大府市	和歌山県	鳥取県	米子市	
	ふじみ野市	知多市		智頭町				
	鳩山町	豊明市		北栄町				
		長久手市						
	東浦町							

※134自治体
 うちR3重層事業 42自治体
 うちR3移行準備事業 78自治体
 うちモデル事業実施 99自治体

災害ボランティア活動への支援について

災害ボランティア活動への支援の推進

令和4年度予算額：0.2億円（全社協向け）
：1.8億円（自治体向け）

経緯

- 昨今、災害時におけるボランティアの活躍により、災害ボランティアセンター（災害VC）の設置運営は重要であるとの機運が醸成。
- 社会福祉協議会（社協）は、地域福祉事業を通じて地域住民や行政機関・団体と関係が作られていること、全国的なネットワークを有していること等により、多くの災害VCの設置運営を担っている。
- 厚生労働省では、全国社会福祉協議会（全社協）への助成を通じて、都道府県社協（都道府県）等向けに、災害VCの設置目的や役割、社協が担う意義など災害VCに関する基礎的な知識、考え方に関する研修を行っていたが、災害VCの設置運営に関する実践的・実務的な研修は行われていなかった。

事業内容

- 有事の際に自治体にける円滑な災害VCの設置運営が行われるよう、平時の段階から以下の取組を推進する。
 - ①全社協の研修において、災害VCの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、研修実施回数を増やし、都道府県における災害VCに関するノウハウの標準化を図る。
 - ②災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業を活用し、都道府県社協に市町村指導員を配置する等により、平時は市町村社協（市町村）への研修等を行うとともに、災害時には市町村社協による災害VCの設置運営を支援する。
 - ③市町村社協（市町村）においては、有事に備え、市町村指導員の指導・協力の下で、災害VCの設置運営の現地訓練等を行う。

所要額

- ◆**全国社会福祉協議会による各都道府県・都道府県社協に向けた実務研修** 0.2 億円
①全社協向け補助金（全国ボランティア活動振興センター運営事業）に実務研修費用を計上
実施主体：全社協
補助率：定額補助
- ◆**災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）** 1.8 億円
②都道府県社協による市町村社協への研修・指導経費への補助事業
③市町村社協における現地訓練等に必要経費への補助事業
実施主体：都道府県、市町村
補助率：1/2

事業イメージ

①全社協による実務研修

- 全社協から都道府県社協（都道府県）に対し、災害ボランティアに係る実務研修を行い、全国で災害ボランティアに関するノウハウの標準化を図る。

各ブロック別研修



②都道府県社協（都道府県）による支援

- 都道府県社協（都道府県）が、管内の市町村社協（市町村）に対し、平時は、災害ボランティアセンター設置・運営研修等を行い、災害時には、市町村社協においてセンターを円滑に設置運営できるよう支援を行う。

指導員による研修・指導



（平時）市町村研修



（災害時）市町村災害VC立ち上げ支援



③市町村社協（市町村）における現地訓練等

- 各市町村社協（市町村）は、有事に備えて、都道府県社協の指導・協力の下で、ボランティアセンターの設置運営の現地訓練等を行う。

災害VC設置運営現地訓練等



被災者見守り・相談支援等事業について

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

（対象災害：熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨）

都道府県センター（事業所）

- ◆総括生活支援相談員等を配置
- 各市町村センターの支援
（研修実施、アドバイザー派遣等）



連携・協力

- ・専門職団体
（県社会福祉士会、県ケアマネ協会、
県介護福祉士会、県弁護士会等）
- ・主要NPO等民間支援団体 等

【実施主体】

都道府県、市町村 等（委託可）

【補助率】 1/2（※）

※ 特定非常災害の場合	
発災年度を含み3年	10/10
4～5年目	3/4
6年目以降	1/2

※令和3年度から、自治体負担について、特別交付税が措置されることとなった（地方負担額×0.8）

市町村センター（事業所）

- ◆主任生活支援相談員、生活支援相談員、生活支援補助員
（地域住民等）等を配置



連携・協力

- ・社会福祉法人
- ・NPO等民間支援団体
- ・ボランティア団体
- ・民生委員・児童委員
- ・自治会 等

つなぎ

- ・見守り安否確認
- ・相談の受付
- ・各専門支援機関へのつなぎ
- ・コミュニティづくり 等

見守り・相談支援等

高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て世帯等

仮設住宅

みなし仮設



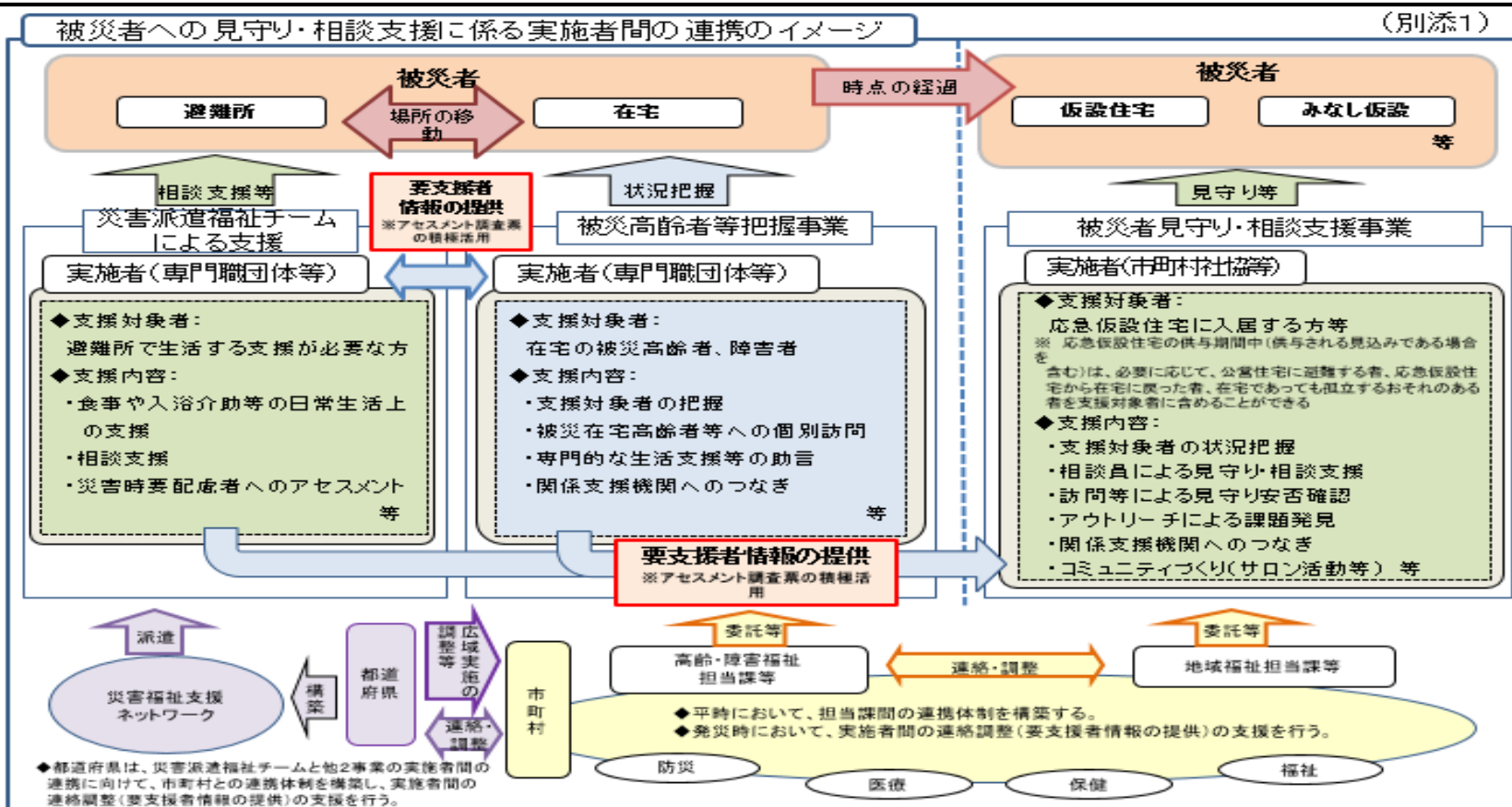
※東日本大震災の被災地においては、東日本大震災復興特別会計の被災者支援総合交付金115億円の内数によって、同内容の事業を実施（補助率10/10）

関係支援機関

- ・生活困窮者自立支援機関
- ・地域包括支援センター
- ・在宅支援診療所
- ・こころのケアセンター
- ・地域生活支援拠点
（障がい者）
- ・デイサービス事業所
- ・保育所、こども園
- ・ハローワーク 等

被災者への見守り・相談支援に係る事業者間の連携について(令和2年12月7日 厚生労働省関係部局連名通知)

- 被災者への見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて、以下の事業を実施。
 - ・ 災害派遣福祉チーム(DWAT)による避難所で生活する支援が必要な方の入浴介助等の日常生活上の支援や、災害時要配慮者が抱える課題を解決するための相談支援等
 - ・ 「被災高齢者等把握事業」による在宅で生活する高齢者、障害者へのケアマネジャー等の専門職による生活支援の助言等
 - ・ 「被災者見守り・相談支援事業」による応急仮設住宅に入居する方等への見守りや相談支援等
- 発災時に被災者にとって切れ目のない支援を実施できるよう、平時から担当部局間において、それぞれの事業の目的や趣旨について相互理解を深め、十分な意思疎通を図って関係性の構築に努めるよう、各自治体に対し通知を発出。



参 考 資 料

(参考1)

地域支え合いセンターの活動状況について



令和4年(2022年)4月
熊本県健康福祉政策課 地域支え合い支援室

【地域支え合いセンターの概要】

■事業目的

被災者の方々の生活再建に向け、安心した日常生活を支えるために、見守りや生活支援、地域交流の促進等の総合的な支援体制を構築する。

■主な事業内容

- ① 総合窓口としての相談受付、訪問等による被災者の生活状況の確認・見守り、課題把握とその対応（専門機関へのつなぎ等）
- ② 健康づくりやサロン活動等の実施
- ③ コミュニティづくりのコーディネート、住民主体の取組み支援

■運営方式等

運営については、各市町村が適切な機関・団体等に委託（又は補助）することを想定。（ほとんどの市町村が各市町村社協に委託）
必要に応じて、関係機関やNPO・ボランティア団体等と積極的に連携を行う。

【地域支え合いセンター設置市町村】

○令和4年4月現在、9市町村に地域支え合いセンターが設置され、活動を実施している。

■地域支え合いセンター設置市町村

＜令和2年7月豪雨：7市町村＞ 令和2年10月に開設
八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、相良村、山江村、球磨村

＜平成28年熊本地震：2町村＞ 平成28、29年に開設
西原村、益城町

※最多で18市町村が開設（令和元年度で八代市、菊池市、菊陽町、氷川町の4市町村が閉鎖し、令和2年度で宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、大津町、南阿蘇村、御船町、嘉島町、甲佐町、山都町の11市町村が閉鎖、令和3年度で熊本市が閉鎖）

○なお、熊本県では、センター活動を支援する機関として「地域支え合いセンター支援事務所」を平成28年10月に設置。
各センターからの相談対応や、センタースタッフ育成のための各種研修、専門的知識を有するアドバイザーの派遣等を実施している。

【地域支え合いセンターに配置される主なスタッフ】

○令和4年4月現在で、合計約90人のスタッフが各市町村地域支え合いセンターにおいて配置され、活動している。

＜センターに配置される主なスタッフ＞

名称	主な活動内容
主任生活支援員	生活支援相談員が効果的かつ効率的な活動を展開できるよう、協力団体との連絡調整、相談員のケアや困難ケースへの相談支援等のマネジメントを行う。（社協OB、専門職等）
生活支援相談員	仮設住宅の入居者等を訪問し、見守りや相談対応、専門機関へのつなぎ等を実施。被災者それぞれが抱える課題等を踏まえ、生活再建や自立を支援する。（元民生委員、自治会役員経験者等）
生活支援補助員	地域住民に身近な立場から、地域における日常的な見守りや各種サロン活動等を実施。生活支援相談員とともに生活再建や自立をサポートする。（地域住民等）

【支え合いセンターによる被災者支援のイメージ】

被災者

建設型応急住宅入居者
(仮設団地)

賃貸型応急住宅入居者
(みなし仮設)

在宅被災者 等

高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て世帯等

総合的な被災者支援

市町村地域支え合いセンター（運営・市町村社協等）

生活支援相談員等による被災者の見守り・巡回訪問などを通じて、各種専門機関等と連携して、生活再建と自立を総合的に支援する。

- ・ 総合相談受付、アウトリーチによる課題発見
- ・ 訪問活動による生活状況確認、見守り安否確認
- ・ 健康づくり支援、サロン活動の実施
- ・ コミュニティづくりのコーディネート 等

各種専門機関等

- ・ 復興リハビリテーションセンター
(リハビリテーション等の介護予防に関する技術的支援)
- ・ こころのケアセンター
(被災者の心のケアのための専門職派遣)
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 民生委員児童委員
- ・ 社会福祉法法人
- ・ NPO、ボランティア等

連携・協力

運営支援

(市町村センターからの相談対応、研修実施、アドバイザー派遣 等)

熊本県地域支え合いセンター支援事務所（運営：県社協）

【地域支え合いセンターの具体的な活動】

◆見守り・巡回訪問

- 生活支援相談員等による仮設住宅等の巡回訪問を実施。
- 現在の生活状況や健康状態等を聞き取るなどし、見守り、安否確認を行う。
- 要支援者には交流活動等への参加を促す。 等



◆相談受付、専門機関等へのつなぎ

- 生活再建を支援する総合相談窓口として、被災者の抱える課題や困りごと等に対応。
- 被災者の生活・健康上の課題など、それぞれに応じた適切な支援先へのつなぎ、関係情報の提供等を実施。



◆コミュニティづくりの支援

- 建設型仮設住宅の集会所等を利用したサロン活動の実施や、住民同士の語り合いの場の設定等、被災住民同士の交流を促す。
- 自治組織の立ち上げ支援の効果もあり。



◆ 関係機関等との連携

- 地域支え合いセンターが、関係者をつなぐ「ハブ」としての役割を担う。
- 地域ごとの連携会議を設置するなどし、専門機関や自治組織、NPO団体等、関係団体のネットワークの中心となり、日常的に情報交換や連絡調整を実施。



＜参考：応急仮設住宅等の入居状況(R4.3.31時点)＞

7月豪雨

区分	戸数	人数
建設型応急住宅	614	1,441
賃貸型応急住宅	563	1,246
公営住宅等	144	260
計	1,321	2,947

熊本地震

区分	戸数	人数
建設型仮設住宅	21	60
借上型仮設住宅	16	35
公営住宅等	0	0
計	37	95

※ピーク時(R3.1)

区分	戸数	人数
建設型仮設住宅	768	1,865
借上型仮設住宅	824	1,925
公営住宅等	222	427
計	1,814	4,217

※ピーク時(H29. 5)

区分	戸数	人数
建設型仮設住宅	4,139	10,812
借上型仮設住宅	15,051	34,699
公営住宅等	1,065	2,289
計	20,255	47,800

※「建設型」は24団地、808戸整備。

※「公営住宅等」は、公営住宅、国家・地方公務員住宅等をいう。

<参考：地域支え合いセンターの活動実績>

7月豪雨

※センター活動開始から令和4年3月末までの実績(延べ件数)

単位:件

	訪問	電話	来所	文書等	その他	計	他機関へのつなぎ
建設型応急住宅	17,413	1,082	360	11,275	4,387	34,517	163
賃貸型応急住宅	10,738	2,184	370	1,089	1,314	15,695	75
在宅	20,884	1,510	91	810	2,076	25,371	63
その他(公営住宅等)	6,710	1,987	149	1,966	1,489	12,301	43
計	55,745	6,763	970	15,140	9,266	87,884	344

熊本地震

※センター活動開始から令和4年3月末までの実績(延べ件数)

単位:件

	訪問	電話	来所	文書等	その他	計	他機関へのつなぎ
建設型仮設住宅	327,427	12,706	21,874	60,752	14,958	437,717	4,440
借上型仮設住宅	88,029	56,787	2,809	35,309	10,404	193,338	6,119
在宅	52,526	5,956	743	6,266	15,664	81,155	1,324
その他(公営住宅等)	45,308	4,804	638	7,220	6,160	64,130	1,376
計	513,290	80,253	26,064	109,547	47,186	776,340	13,259

被災者支援の方向性

日常生活や住まいの再建等に関して支援が必要な世帯については、各市町村において、世帯ごとの課題に応じて支援の方針等を定めた「個別支援計画」を作成。

この計画に基づき、被災者ひとりひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を行っていく。

<参考：個別支援計画の作成について>

○仮設住宅入居世帯等を対象に、各市町村において被災世帯ごとの状況や課題等を把握し、以下①～④の支援区分に分類を行っている。

○個別支援計画は、自力での生活再建が可能な①を除く②～④の世帯を対象として作成。各世帯の状況や課題に応じた適切・効果的な支援を実施している。

定期的な状況確認や情報提供等は、全世帯を対象として実施

